

Title	売却時価会計の論拠：スターリングの所説を中心に(會田義雄教授退任記念号)
Sub Title	On theoretical Grounds of Exit Value Accounting (In Honour of Professor Yoshio Aida)
Author	朝倉, 和俊(Asakura, Kazutoshi)
Publisher	
Publication year	1989
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.32, No.5 (1989. 12) ,p.232- 244
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19891225-04055963

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

売却時価会計の論拠

—スターリングの所説を中心に—

浅倉 和 俊

I はじめに

現在、アメリカ及びイギリスでは、価格変動に関する情報は、各企業の自発的公開に委ねられている。しかし、歴史を振り返って見ると、1960年代頃から、価格変動会計の制度化への模索が始まり、1980年には、価格変動会計を制度会計として導入しようとする社会的実験が行なわれた。こうした制度化への試みは、一般物価変動会計から現在原価会計へ、さらに結合会計へと、その潮流を変えたといえる。しかし、売却時価会計だけが、こうした制度化への動きの埒外に置かれていた。

本稿では、こうした売却時価会計がどんな論拠で提唱されているのかを明らかにするため、「科学としての会計をめざして(Toward a Science of Accounting)」〔6〕を中心に、スターリングの所説を取り上げることにする。彼は、売却時価会計の論拠を「経験的テスト可能性(empirical testability)」と「目的適合性(relevance)」という二つの基準に求めている。以下では、経験的テスト可能性、そして、目的適合性という順序で、スターリングの論証過程を辿り、最後に、売却時価会計の論拠に関する彼の見解の限界、及び、問題点を指摘してゆきたい。

II 売却時価会計の論拠……経験的テスト可能性

経験科学の主たる目的は、経験的現象の説明であり、科学的説明を構成する命題は経験的にテスト可能でなければならない。会計を科学ならしめるにはなによりも、この経験的テスト可能性という基準が要請される。

売却時価会計を支持する論拠の一つは、売却時価が経験的テスト可能性基準を満足させることである。スターリングは、この基準を、会計に適用するさいには、売却時価の「測定可能性」と「加

法性」という二つの問題として取り扱う。以下では、測定可能性、次いで加法性という順序で、スターリングの見解を吟味する。

II-1 売却時価の測定可能性

スターリングは、「ある命題が科学的仮説とみなされるための第1の要件は、その命題が経験的にテスト可能であること、即ち、その命題がある測定可能な属性を特定化しなければならないことである。」([6], p. 39) と述べ、まず、命題の経験的テスト可能性の問題を、属性の測定可能性の問題として捉え直すのである。その結果、売却時価が測定可能であることが、売却時価会計の論拠の一つとなるのである。

なお、ここではスターリングが、測定の意義を限定し用いていることに留意しなければならない。彼によれば、測定の目的は、測定時点の大きさ(magnitude)を発見することであり、測定は、予測、歴史、及び配分と区別される([6], pp. 31-33, p. 223)。従って、資産評価基準のうちでは、売却時価と現在購入原価だけが測定値とみなされる。

では、売却時価はいかにして測定可能となりうるのであろうか。ここに売却時価とは「……ある資産を即時に売却することから受け取りうるだろう貨幣額……」([6], p. 70) であり、財の支配力(command over goods)、即ち、交換価値の測定値を示す([6], p. 161)、スターリングは、所有資産の売却時価の測定可能性を次の測定操作により示す。即ち、「市場交換は観察可能な現象である。資産 a が市場 m において時点 t でドル d と交換されたことを観察しうる。その時、同一資産が同一条件のもとで、同一金額で交換できるだろうと推測しうる。また、類似資産が同一条件のもとで、類似した金額で交換できるだろうと、あるいは、同一資産が類似条件のもとで、類似した金額で交換しうるだろうとも推測しうる。」([6], p. 70) と。

ところで、ここでいう観察可能な現象である市場交換とは、所有資産につき実際に生じた市場交換でなく、それと同一ないし類似の未所有資産に関して実際に生じた市場交換である。そして、所有資産の売却時価は、こうした市場交換の観察から、推測することにより、測定可能となる。つまり、市場という測定器具([3], p. 177)を所有資産に直接にあてがい、その売却時価を求めるのではない。代理物である同一ないし類似の未所有資産に市場という測定器具をあてがい、その売却時価を求め、その数値からの推測によって所有資産の売却時価を求めるのである。

II-2 売却時価の加法性

スターリングは、売却時価会計の論拠として、売却時価に基づく貸借対照表の総資産額が経験的テスト可能性基準を満足させることを挙げる。そして、「この基準の一般的名称は『加法性』である。」([6], p. 162) と述べ、総資産額の経験的テスト可能性の問題を売却時価の加法性の問題であ

る、と解釈する。なお、ここでのスターリングの問題意識は、総資産額が経験的な指示対象 (empirical referent) を有するのか、ということにある ([6], p.171)。

スターリングは、加法性の問題を次のように定式化する ([6], p.163)。

$$\mu A + \mu B = \mu(A \phi B) \quad (1)$$

ここで、 μ は測定操作、A と B は測定対象、そして ϕ は特定の結合方法を示す。この等式が成立した時、 μ により測定される属性は、加法性があるとみなされる。

この等式に基づき売却時価の加法性を検討するさいには、 ϕ をどのように解釈するかが焦点となる。なお、この場合に μ は売却時価となる。

一つは、 ϕ を一括して売却すると解釈することである ([6], p.164)。この解釈のもとでは、A と B とを別々に売却し、それぞれの売却時価を合計した金額と、A と B と一括して売却した金額とが一致すると、売却時価の加法性が成立することになる。スターリングは、この解釈のもとでは、売却時価の加法性は、完全市場では成立するが、不完全市場では成立しない、という ([6], p.167)。

そこで、スターリングは ϕ を次のように解釈し直す。一般的に表現すると、 ϕ は、A と B とを結合するのではなく、A と B との産出物 (output) を結合すると解釈する ([6], p.164)。売却時価の加法性に関して言えば、 ϕ は、A と B とは個々に売却し、受け取ったドルを結合すると解釈し直される ([6], p.166)。この解釈のもとで、売却時価の加法性のテストを次のように行なう ([6], p.166)。A と B とを個々に売却する。一方で、売却代金として受け取ったドルを個々に測定し、それらの数値の合計 [$\mu A + \mu B$] を求める。他方、売却代金のドルを一緒にし、その後、一緒にしたドルを測定し、その数値 [$\mu(A \phi B)$] を求める。そして、両者の数値 [$\mu A + \mu B$ と $\mu(A \phi B)$] が一致するか否かを確かめる。スターリングは、この等式が成立するか否かは経験的問題であるとしながらも、この解釈のもとで等式が成立するであろうから、売却時価の加法性が成り立つ、と主張する ([6], p.162, p.166)。

そして、個々の資産の売却時価がその資産の財の支配力の測定値を示すので、この加法性の成立により、それらの売却時価に基づく総資産額は企業全体の財の支配力の測定値を示していることになる ([6], p.161, pp.166—167)。なお、スターリングは、統合の問題、及び、企業の価格とその総資産額とが一致するか否かという問題は、加法性の問題とは別次元の問題として捉えている ([6], pp.171—174)。

III 売却時価会計の論拠……目的適合性

スターリングは、上述の経験的テスト可能性基準に加えて、売却時価が目的適合性基準を満たすことから、売却時価会計を提案する。そこで、以下では、売却時価が目的適合的であるというスタ

ーリングの論証過程を辿ってゆく。彼は、意思決定モデル接近法に基づき、目的適合性を定義する。まず、この点から始めることとする。

Ⅲ-1 意思決定モデル接近法と意思決定者接近法

スターリングは、「……会計とは有用な情報の提供を目的とする測定・伝達活動である……」〔4〕, p.198)と述べ、有用性を会計情報の最も重要な特質とみなす。そして、具体的な状況に適用しうるように、有用性を目的適合性と置き換える〔4〕, p.199)。

ところで、会計が、有用な情報を提供しなければならないという前提のもとで、会計理論を構築する方法は「意思決定有用性接近法」と呼ばれている〔1〕, p.10, (訳)23頁)。これには、意思決定モデル接近法と意思決定者接近法という二つの方法がある。前者では、関心の的が意思決定モデルにあり、後者では意思決定者にあるので、どちらの方法を採用するかにより、目的適合性の意味が異なってくる。

意思決定モデル接近法のもとでは、「もしある属性が、ある意思決定モデルによって特定化されるならば、その時のみ、その属性の測定値は、その意思決定モデルにとって『目的適合的』である。」〔6〕, p.85)と考えられている。なお、スターリングによれば、意思決定モデルの構造は「もし測定値 x が測定値 y となんらかの関係にあるならば、 z は真であろう。」〔6〕, p.85) という仮言命題の形で表わされるので、目的適合性のある情報は、意思決定モデルへの投入物 (inputs) である測定値 x と測定値 y となる。他方、意思決定者接近法では、「……もし意思決定者がある特定の属性の測定値を知りたいならば、その属性が目的適合的ないし有用なものである。」〔4〕, p.199) とみなされる。

スターリングは、意思決定モデル接近法の立場に立ち、その論拠について、次のように述べている〔6〕, pp.87-90)。なお、この論拠は、意思決定モデル接近法への批判に対する、スターリングの反論という形で示されている。

第1の批判は、現実の意思決定モデルの複雑性から、意思決定モデル接近法の単純性を批判する。これに対して、彼は、複雑な現実世界の問題を同時には解決しえない。結局、複雑さに当惑するか、あるいは、単純化するかのどちらかを選択するしかない。単純化を選択する、と反論する。

第2の批判は、意思決定者接近法は、意思決定者の情報要求を調査し、その調査結果を報告の基礎として用いるので、意思決定者接近法は民主的であり、他方、意思決定モデル接近法は独裁的である、というものである。これに対して、スターリングは、意思決定者接近法のもとでは、意思決定者とその目的達成に役立たない情報を要求している場合にも、その情報を提供しなければなら

1) スターリングは、本稿で取り上げた以外にも、意思決定モデル接近法の論拠を示している〔4〕, pp.199-200, [6], pp.90-91)。

いという事態が生じる，と反論する。

第3の批判とは，科学は記述である。会計学が科学であるならば，人々の追求すべき目的を設定しえない，即ち，規範的命題を含むことはできない。しかるに，意思決定モデルは規範的である，というものである。スターリングは，この批判は，目的について語るときに規範的と記述的とを混同することから生じている。つまり，目的は意思決定者自身が特定化するのであり，意思決定モデルは，その目的達成を助けるだけであり，それゆえ，規範的でない，と反論する。

第4の批判は，情報提供者は，すべての意思決定状況を知りえないので，意思決定者にすべての情報を提供できない，というものである。これに対しては，すべての情報でなく，必要な情報だけ提供すればよい，と反論する。

III-2 意思決定モデルと情報システム

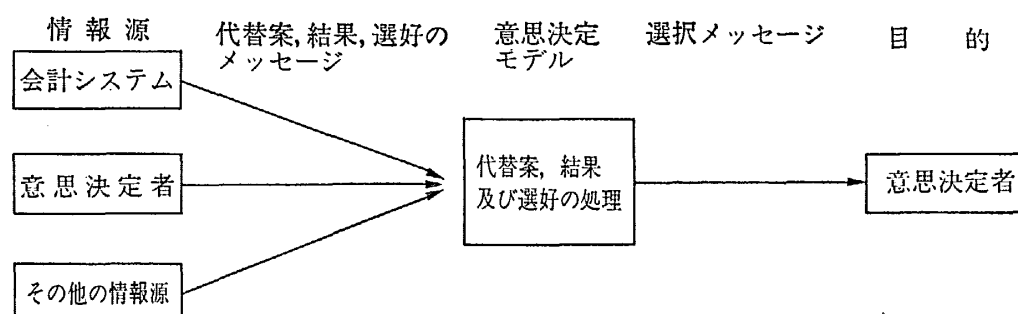
意思決定モデル接近法のもとでは，目的適合性のある情報は意思決定モデルに依存することになる。そこで，スターリングは，一般的意思決定モデルについて言及する。意思決定は，一般に代替案の決定，代替案の結果の予測，望ましい結果の選択，及び，行動という一連のプロセスからなる。そして，すべての意思決定モデルは，代替案，代替案の結果，及び，選好に関する情報を必要とする（〔6〕，pp.95—96）という。即ち，一般的意思決定モデルにとっては，代替案，その結果，及び，選好に関する情報が目的適合性のある情報なのである。

また，図-1のような情報システムを提示し（〔6〕，p.98），これら三つの情報のうち，会計が提供すべき情報を明らかにする。

この情報システムでは，意思決定モデルが情報の受け手として位置づけられる。また，唯一の情報源がすべての情報を提供することは合理的でない（〔6〕，p.99）という見地から，会計システムに加え，意思決定者やその他の情報源も情報の送り手として位置づけられている。

次いで，彼は，情報源としての意思決定者が提供すべき情報について明らかにする（〔6〕，p.99）。

図1 情報システム



意思決定者は自分自身の選好を知っており、また、代替案の結果は意思決定者が予測するもので、しかも主観的なものであることから、選好、及び、代替案の結果に関する情報は意思決定者自身が提供する。そして代替案を収集する程度に関する情報についても、その程度が意思決定者に依存するため、意思決定者自身がその情報源となる。

かくして、会計システムは、代替案、それもその一部に関する情報を提供すればよいことになる。

以上のごとく、スターリングは、意思決定モデル接近法のもとで、情報システムを考慮しながら、会計の提供すべき情報について一応の結論を下している。その後、具体的な意思決定のもとで、目的適合性のある情報を導き出してゆく。

Ⅲ-3 経営者の市場意思決定と目的適合性のある情報

スターリングは、目的適合性基準を経営者の市場意思決定に適用し、代替案の決定、代替案の結果と代替案のリスクに関する目的適合性のある情報を導き出す。なお、この市場意思決定は、企業資産の構成にかかわる（〔6〕, p.174）、資産の売買に関する意思決定であり、主として、個々の資産の価格が問題となる。

第1に、実行可能な代替案の決定について検討する。代替案の実行可能性は、その代替案にとって必要な犠牲額と利用可能な資金額との比較により決定されるので、次のような代替案原則が提案される（〔6〕, p.100）。この場合、 S_{it} は時点 t に資産 i のために必要な犠牲額であり、 F_t は時点 t における利用可能な資金額である。

代替案原則：もし $S_{it} \leq F_t$ であるならば、 i の購入は時点 t における実行可能な代替案である。

利用可能な資金額は、現金を含む保有資産の売却時価、借入能力、及び持分資本調達能力に依存するので（〔4〕, p.204）、利用可能資金額の決定にとっては、保有資産の売却時価が目的適合性のある価格情報となる。

他方、必要な犠牲額は、代替案が未所有資産の購入、ないし、新規投資計画の企画である場合には、その資産の現在購入価格、ないし、その投資計画に伴う各資産の現在購入価格の合計となる（〔6〕, p.101, p.104）。また、代替案が所有資産の保有、ないし、現存の投資計画の維持である場合には、必要な犠牲額は、資産を売却しないことにより受け取れなかった現金額に等しいので、所有資産の売却時価、ないし、現存の投資計画にかかわる各資産の売却時価の合計額である（〔6〕, pp.101—102, p.105）。従って、必要な犠牲額の決定に関しては、未所有資産の現在購入価格、及び、所有資産の売却時価が目的適合性のある情報となる。

第2に、新規投資計画の企画、ないし、現存の投資計画の維持に関する市場の結果については、次の一般原則が示される（〔6〕, p.103—104）。なお、ここでの市場の結果とは、当該投資計画から生

ずる将来現金フローの予測額である。

収益性原則：もし $S_u < d_u$ であるならば、 i は、割引率での S_u の投資よりも収益性があると期待される。

この場合、 d_u は、投資計画 i の将来現金インフローから将来現金アウトフローを差し引いた額の、時点 t における割引価値である。将来現金インフローは、その投資計画の産出物の売上、及び、投資計画の終点または中止時点における投入物の売却から生じ、他方、将来現金アウトフローは、その投資計画の継続に必要なものの購入から生じる。従って、投資計画の割引価値の決定にとっては、その計画の運用にかかわる予測される将来の購入価格や売却時価（以下、不正確ではあるが、単に将来現金フローという）が目的適合性のある情報である。

なお、必要な犠牲額については、代替案の決定の箇所で説明したので省略する。

第3に、リスクの評価にとって目的適合性のある情報について言及する。未知の将来こそ、リスクの原因であり、それゆえ、将来に依存するものにはリスクがある（〔6〕, p.106）。そこで、スターリングは、未知の将来ストックと既知の現在ストックとを区分し、この区分に基づき、二つの相互補完的なリスクの評価方法を提案する。

第1の方法は、未知の将来フローに焦点をあて、リスクの評価の指標として、かかる将来フローの偏差を用いる（〔6〕, p.106）。もちろん、この偏差は個人の期待に基づくものとなる（〔6〕, p.114）。この方法によるリスクの評価にあたっては、将来現金フロー、とりわけ、その偏差が目的適合性のある情報である。

第2の方法は、将来フローと現在ストックとの関係に焦点を当てるもので（〔6〕, p.107）、スターリングが詳述する方法である。この方法では、リスクを評価する指標として、将来への依存度を用いる。なぜならば、リスクの原因が未知の将来にあるので、将来に依存すればするほど、リスクは増加するという関係が成立するからである。次に、ストックは現在に依存するので、リスクがないとみなす。そして、こうした考えに基づき、将来とリスクとの関係をストックとリスクの関係に変換し、ストックが少なければ少ないほど、リスクは増加するとする。なお、ここでは、現金がストックとみなされている。

スターリングは、第2の方法に関するリスク評価の指標として、具体的に二つの指標を挙げる。一つは、所有資産の売却時価そのものである（〔6〕, p.107）。売却時価は、即時に回収可能な金額であり、所有資産が支配しうる現金というリスクのないストックの測定値である。従って、売却時価は、最悪の状況下でも回収可能な金額であり、下降局面のリスク（downside risk）の評価指標となる。

いま一つの指標は、交換ないし時の経過によってリスクにさらされた金額の指数であり、市場が

2) 収益性原則のところでは、未所有資産の購入、及び、所有資産の維持に関する記述を省略する。

示すリスクの指標である ([6], p.114)。

スターリングによれば、収益性のある資産の購入の場合、一般に、資産の諸価値につき、次の式が成立する ([6], pp.107—113) という。 d_{it} , n_{it} , x_{it} はそれぞれ、時点 t における未所有資産 i の割引価値、購入価格、売却時価である。

$$d_{it} > n_{it} > x_{it} \quad (2)$$

彼はまず、交換による市場リスクを評価する指標を次の式で示す ([6], p.113)。

$$(n_{it} - x_{it}) / n_{it} = \gamma \quad (3)$$

資産 i の購入とは、将来の価値 d_{it} を受け取るために現在の価値 n_{it} を犠牲にすることであり、その購入者は、将来が未知であるので、リスクを負うことになる ([6], p.109)。ところが、現在の価値 n_{it} の回収がすべて、将来に依存しているわけではない。この資産 i には売却時価 x_{it} があるので、現在の価値 n_{it} のうち、売却時価 x_{it} に相当する金額は即時に回収可能である。従って、 $n_{it} - x_{it}$ に相当する金額だけが、不確実な将来に依存することになる。そこで、 γ とは、交換以前にはリスクのない現金たるストックであったもののうち、交換により、いかほどの金額が将来に依存しリスクにさらされるようになったかを示す比率であり、交換により生じた市場リスクの評価に役立つ指標である。

また、彼は、未所有資産の購入は所有資産の犠牲を伴うので、 $n_{ut} = x_{ot}$ が成立するとし、(3)式を次のように書き改め、一般化する ([6], p.113)。なお、添え字 o は所有、 u は未所有を示す。

$$(x_{ot} - x_{ut}) / x_{ot} = \gamma \quad (4)$$

次いで、スターリングは、資産を一定期間保有することにする市場リスクの評価の指標を、(4)の式を書き変え、次の式で示す ([6], p.113)。

$$(x_{ot} - x_{ot+1}) / x_{ot} = \gamma \quad (5)$$

x_{ot} は所有資産の時点 t の売却時価、 x_{ot+1} は時点 $t+1$ の売却時価である。この γ は、時点 t でリスクのないストックであったもののうち、時点 t から時点 $t+1$ へと時間が経過したことによって、いかほどの金額が将来に依存しリスクにさらされたかを示す比率であり、時の経過による市場リスクを評価する指標である。

かくして、市場リスクの評価に関しては、(4)式と(5)式から、所有資産の売却時価と未所有資産の売却時価が、目的適合性のある情報となる。

Ⅲ—4 投資者の市場意思決定と目的適合性のある情報

経営者の市場意思決定に加え、公開企業の多数株主を中心とする投資者の市場意思決定を検討し、この意思決定にとって目的適合性のある情報を明らかにしてゆく。この意思決定は、株の売買に関するものであり、基本的には、経営者の市場意思決定と同じ構造の意思決定モデルが用いられ

る。ただし、ここでは、売却時価に基づく貸借対照表上の総資産額、ないし、1株当たり総資産額の目的適合性が問題となる。

第1に、ここでも実行可能な代替案が決定される（〔4〕, p.205）。先程の代替案原則に示された如く、投資計画のために必要な犠牲額と利用可能な資金額とを比較し、前者より後者が多い場合に、株の保有、ないし、購入は実行可能な代替案となる。利用可能な資金額は、投資者の保有資産の売却時価、借入能力、及び、持分資本調達能力に依存する一方、投資計画のために必要な犠牲額とは、現存の投資計画にとっては所有株の現在の株価であり、新規投資計画にとっては購入しようとする株の現在の株価である。

第2に、収益性原則に従い、将来現金フローの割引価値と必要な犠牲額とを比較し、代替案の結果を判定する（〔4〕, p.205,〔6〕, p.183）。将来現金フローの割引価値を算定するには、当該株に関する、将来の配当や将来の株価が必要となる。

かくして、代替案及びその結果の決定に関しては、投資者の保有資産の売却時価、現在及び将来の株価、並びに、将来配当が目的適合性のある情報となる。

ところで、株式市場を孤立的な活動であるとみなすと、投資者は、現在及び将来の株価、並びに、将来配当に焦点を当てるだけで足ることになる（〔6〕, p.183）。これに対して、スターリングは、株価や配当は実際に、その発行企業の経済的状況に依存しているし、また、そうあるべきだ、と信じている（〔4〕, p.205）。さらに、会計人が、企業に関するより良い情報を提供すれば、株価は企業の経済的状況に一致するようになる信じると信じる。こうした信念に基づき、投資者の市場意思決定にとっては、企業の経済的状況に関する情報も、目的適合性のある情報である（〔4〕, p.205）、という。ここにいう企業の経済的状況とは、企業の将来現金フロー、及び、その所有する諸資産の価格、とりわけ売却時価による総資産額であるとみなしている。

企業の将来現金フローに関しては、次のようにいう。企業が債務を返済したり、配当を支払ったり、あるいは、企業そのものが存続しうる能力は、その将来現金フローに依存する（〔4〕, p.206）。従って、配当の最良の見積値は1株当たりの企業の将来現金フローであり（〔6〕, p.184）、この将来現金フローが目的適合性のある情報となる。

次に、企業の資産の価格については、株は、企業の資産に対する権利であり、企業の資産が株の基礎であることから、企業資産と株価との間にはある種の関係が成立していると考え（〔6〕, p.189）。また、完全市場に近い市場で、かつ、ほぼ完全な情報が与えられると、株価は1株当たり総資産額となると指摘する（〔6〕, p.185）。

もちろん、こうした主張だけでなく、売却時価が目的適合性のある情報となることを、株の売買に関する意思決定を用いて、例解する（〔6〕, pp.187—188）。 X は売却時価による企業の総資産額、 x は売却時価による1株当たり総資産額、 P は企業の価格、 p は株価、 D は企業の将来現金フロー

の割引価値、 \bar{d} は 1 株当たりの企業の割引価値とする。

いま、株主に対して、1 株当たり p で株を購入したいという申し出があったとする。この場合、すべての株主に関して、 $\bar{d} < \bar{x}$ 、かつ $\bar{d} < p$ が成り立つならば、 $\bar{x} > p$ である場合には、株主は、企業を清算した方が収益性があり、 $\bar{x} < p$ である場合には、購入の申し出を受け入れた方が収益性がある。つまり、株の購入の申し出を受け入れるか否かを判断するとき、 \bar{x} は株主に対して p の下限を示す。

また、株の購入者に対しては、 X は次のように役立つ。購入者の目的が企業を経営することにあるならば、 X はリスクの指標になる。他方、購入者の目的が企業を清算することにある場合には、清算から利益を得るためには $X > P$ でなければならないので、 X は P の上限を示すことになる。

最後に、スターリングは、リスクの評価について言及する ([6], p.189)。一般に収益性のある株の購入に関しては、 $\bar{d} > p > \bar{x}$ が成立する。そこで、リスク評価の指標 γ は次の式で示される。

$$(p - \bar{x}) / p = \gamma \quad (6)$$

従って、リスクの評価にとっては、売却時価による 1 株当たりの総資産額と株価が目的適合性のある情報といえる。

III-5 会計の提供すべき情報

スターリングは、経営者の市場意思決定と投資者の市場意思決定から目的適合性のある情報を導き出した。その結果、目的適合性のある情報とは、経営者の市場意思決定では、企業の所有資産の売却時価、未所有資産の現在購入原価と売却時価、及び、投資計画ないし資産の将来現金フローであり ([6], p.115)、投資者の市場意思決定では、投資者自身による株の割引価値、現在の株価、及び、企業の所有資産の売却価格である³⁾ ([6], pp.189—190)。

さて、これらの情報のうち、どの情報を会計が提供すべきかが問題である。スターリングは、所有資産の売却価格を会計の提供すべき情報であるという結論を下している。こうした結論は基本的には、III-2 で明らかにしたスターリングの見解をもとに、それぞれの目的適合性のある情報の性質を吟味することから、十分に推測されよう⁴⁾。

そこで、ここでは、スターリングが、所有資産の売却時価以外の目的適合性のある情報とその情

3) 投資者による株の割引価値は、III-4 で取り上げた、将来配当及び株価、並びに、その基礎たる企業の将来現金フローに該当する。

4) 目的適合性のある情報のうち、未所有資産の売却時価、及び、投資計画ないし資産の将来現金フローは、本文中で取り上げていない。前者は、財務諸表の記載される資産は所有資産であるので、未所有資産の売却時価は、その現在購入原価と同様に ([4], pp.207—208)、資産評価基準として採用しえない。また、後者は、企業の将来現金フローに関する論述 ([4], p.208) から類推すると、あくまでも予測であり、しかも現在の技術では、誤った予測になりがちであり、目的適合性を有しなくなるので、会計情報たりえないと考えられよう。なお、かかる将来現金フローの割引価値は、意思決定者自身の割引価値だけが目的適合性を有するので ([6], p.135, p.140)、意思決定者自身が提供することになる。

報源とに関して直接論じている箇所だけに触れておく。投資者による株の割引価値と株価については、「……投資者は、自分の割り当てた株の割引価値の最良の情報源であり、株式市場は、株価の最良の情報源である…」〔6〕, p.190)と述べている。また、未所有資産の現在購入価格に関しては、「これらの価格の情報源は市場そのものであり、そしてそれらはすでに、購入部門によって経営者へ提供されている。」〔4〕, p.207)という。

かくして、スターリングは、二つの市場意思決定の考察から、目的適合性のある情報を導き出し、情報源の役割分担を考慮し、所有資産の売却時価こそ、会計の提供すべき情報であると結論を下し、会計が提供すべき情報としての売却時価の目的適合性を論証するのである。

IV 結びにかえて

以上、「科学としての会計をめざして」に基づき、売却時価会計を支持する論拠に関するスターリングの見解を明らかにしてきた。スターリングの見解の特徴は、次のように要約することができる。

第1の特徴は、スターリングが価格変動会計という枠を超え、売却時価会計を提唱していることである。彼にあっては、売却時価会計の提唱は、会計を経験科学へ転換するという選択の一つの帰結であり、また、会計を、情報システムのなかで一つの情報源たるサブシステムとして位置づけることから生まれたのである。

第2の特徴は、売却時価会計を主張するさいに、資産評価基準としての売却時価が、経験的テスト可能性と目的適合性という二つの基準を満たすという論証に焦点が当てられていることである。

第3の特徴は、経験的テスト可能性を測定可能性と加法性と解釈し、売却時価が測定可能でかつ加法的であることを示し、売却時価会計を主張することである。

第4の特徴は、売却時価の目的適合性を論じるさいに、意思決定モデル接近法に基づいていることである。代替案原則や収益性原則という意思決定モデルを設け、そしてこれらの意思決定モデルから目的適合性のある情報を論理的に導くことを通して、売却時価の目的適合性を論証する。

最後に、こうした特徴をもつスターリングの見解について、若干の考察を加える。

第1に、売却時価の経験的テスト可能性に関する論証は、スターリング独自の測定観に依存しているということである。

経験的テスト可能性に関するスターリングの論証を振り返ってみると、次のように解釈されよう。即ち、それは、個々の資産の売却時価は、測定可能であり、経験的現象（あるいは経験的指示対象）を反映する（あるいは指示する）。こうした売却時価に基づく財務諸表上の総資産額も、売却時価が加法的であるがゆえに、経験的現象を反映する。そして、「もし、財務諸表上の数値が経験的現

象を反映することが意図されているならば、その数値は、科学的テストにさらすことができる。」([6], p.18), と解釈する。この解釈は、売却時価以外の属性では、現在購入原価について成立する。

この解釈は、結果として、目的適合性による属性間の選択とは別に、財務諸表上の数値が経験的現象を示すか否かという観点から属性間の選択が行なわれ、その結果、慣習的に配分された歴史的な原価や現在購入原価、及び、割引価値が排除され、売却時価と現在購入原価が選択されていることを示している。

こうした選択は、スターリングにおいては、測定可能性や加法性という概念よりもむしろ、彼の測定観から生まれるのである。彼は、測定の目的を、測定時点の大きさを発見することであるととし([6], p.223), この目的を達成するために、測定とは、測定時点に生起している経験的現象を、資産評価に関して言えば、その時の市場価格という属性で描写することである、と考えているように思える。それゆえ、割引価値は、「……現存の経験的な指示対象をもたない……」([6], p.126), 将来の経験的現象に関する予測者の期待を表現したもの([7], p.26)であり、測定値としての資格をもたない。また、配分の数値は、現実の世界となんの関係もない、単なる虚構にすぎないので([6], p.32), 慣習的に配分された歴史的な原価や現在購入原価も測定値でない。結局、測定値としての地位は、売却時価と現在購入原価だけに与えられる。

こうした測定観は、会計測定を容認による測定 (measurement by fiat) とみなし、資産評価について言えば、慣習的に配分された歴史的な原価や現在購入原価、及び、割引価値にも等しく、売却時価や現在購入原価と同じ地位を与える測定観とは異なったものである。

スターリングは、会計数値と経験的現象という、いわば意味論の領域でも属性間の選択が行なわれ、「測定時点の大きさ」から、属性に関して言えば、その時点での市場価格が一義的に導き出される、と考えている。売却時価の経験的テスト可能性に関する論証は、こうしたスターリングの測定観を前提とした場合にだけ、妥当なものとなる。

なお、スターリングは、経験的現象を指示することは、目的適合性の必要条件であると考えている([6], p.66, p.191)。

第2に、意思決定モデル接近法の立場に立ったうえで、売却時価の目的適合性に関するスターリングの論証の限界を指摘する。

意思決定モデル接近法のもとでは、会計は、意思決定モデルへの投入物としての情報の「測定伝達プロセス」([2], p.454)となり、会計情報の目的適合性は意思決定モデルに依存することになる。意思決定モデルについて言えば、スターリングは、意思決定理論を確証する必要があると示唆することから([2], p.456), 彼が示した意思決定モデルが変更される場合もあろう。また、スターリングの意思決定モデル以外のものが、会計情報の受け手として提示される場合もあろう。こうした場合、売却時価が目的適合性のある情報であるという、売却時価会計の論拠の一つが崩れる可能

性もありうる。そうであるならば、売却時価の目的適合性は、いまのところ、スターリングの提唱した意思決定モデルを前提にした場合だけ、限定される。

第3に、上述の二つの限界を踏まえ、売却時価の経験的テスト可能性と目的適合性に関するスターリングの論証を一応に認めた場合に、売却時価会計の論拠に関する彼の見解には、売却時価会計の利益が経験的テスト可能性と目的適合性という基準を満たすか否かについて、直接的な論証を行っていない、という問題点があることが指摘できよう。

彼は、利益に関して、次の点を指摘するに留まっている（〔6〕, pp. 193—194）。即ち、「もし諸資産の売却時価が経験的にテスト可能でかつ加法的であるならば、その増加額や減少額もまた経験的にテスト可能でありかつ加法的であることは、私にとって明白であるように見える。諸資産の売却時価及び諸資産の総額が目的適合的であるならば、その増加額や減少額もまた目的適合的であることは、同じく明白である。」と。

このように、スターリングは、売却時価が二つの基準を満たすならば、その増減も二つの基準を満たすと主張する。この主張は、フローとストックとの関係（〔6〕, pp. 194—197）から当然のことであると考えているのかもしれない。しかしながら、こうした間接的な論証でなく、やはり、売却時価会計の利益が、経験的テスト可能性と目的適合性という二つの基準を満たす、という直接的な論証が必要であるように思える。このことは、一般物価が変動する場合に、スターリングは、消費者物価指数により利益を修正すべきである（〔3〕, p. 340, 〔5〕, pp. 50—51）と主張していることを考え合せると、いっそう明白なものになろう。

〔参 考 文 献〕

- 〔1〕 American Accounting Association, Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance, 1977. 染谷恭次郎訳, アメリカ会計学会 会計理論及び理論承認, 国元書房, 昭和55年。
- 〔2〕 Sterling, Robert R., On Theory Construction and Verification, The Accounting Review, July 1970, pp. 444-457.
- 〔3〕 Sterling, Robert R., Theory of the Measurement of Enterprise Income, 1970. Reprint. Houston, Texas, Scholars Book Co., 1979.
- 〔4〕 Sterling, Robert R., Decision Oriented Financial Accounting, Accounting and Business Research, Summer 1972, pp. 198-208.
- 〔5〕 Sterling, Robert R., Relevant Financial Reporting in an Age of Price Changes, The Journal of Accountancy, February 1975, pp. 42-51.
- 〔6〕 Sterling, Robert R., Toward a Science of Accounting, Houston, Texas, Scholars Book Co., 1979.
- 〔7〕 Sterling, Robert R., An Essay on Recognition, Salt Lake City, The University of Sydney Accounting Research Centre, 1985.